

○議長（吉田敏郎）

日程第１２ 報告第１号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

説明を担当課長に求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（岩本浩二）

それでは、御説明をさせていただきます。

報告第１号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）。

町長の専決処分事項に関する条例（平成２２年開成町条例第１１号）の規定により別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第１８０条第２項の規定により報告します。

令和２年４月３０日提出、開成町長、府川裕一。

１枚おめくりください。専決処分書でございます。

専決処分書、町長の専決処分事項に関する条例（平成２２年開成町条例第１１号）の規定により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和２年３月２６日、開成町長、府川裕一。

町は、植栽剪定作業中に外壁フェンスを損傷させたことにより請求者に与えた被害の損害賠償の額を次のとおり決定する。

１、損害賠償の額、金７万１，５００円。

２、損害賠償の相手方、神奈川県足柄上郡開成町牛島 番地。

原因となる事実につきましては、令和元年１２月２７日午後２時頃、町職員が被害者宅に接する植栽の剪定作業を行っていたところ、誤って電動バリカンが外壁フェンスに接触し、損害を与えたものです。

この事案に対して、町長の専決処分事項に関する条例第１号「法律上町の義務に属する損害賠償の額について、１件５０万円以内のものを定めること。」に基づきまして専決処分を行ったものです。

説明は以上となります。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

よろしいですか。

以上で、報告第１号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）の報告を終了とします。

以上をもちまして、４月随時会議に付議された案件は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後２時４６分 散会